

プリペイドカード取引約款

(金額表示型・減算型(磁気カード))

第1条(約款の趣旨)

株式会社U S E N - A L M E X(以下「当社」といいます。)は院内専用プリペイドカードをこの約款にしたがって取り扱うものとし、院内専用プリペイドカードの所有者(以下「お客様」といいます。)は、この約款によりお取引していただきます。

第2条(院内専用プリペイドカードが利用できる場合)

- ① お客様は、院内専用プリペイドカードを、当社指定の病院内の設備(主として病床におけるテレビ視聴)で、プリペイドカードに記録されたご利用可能金額の範囲内で、代金のお支払にご利用いただけます。
- ② 院内専用プリペイドカードは、当社の設備に設置されている当社指定のカードリーダーにより、当社の定めた方法でご利用になれます。

第3条(院内専用プリペイドカードが使用できない場合1)

次の場合には、院内専用プリペイドカードをご利用いただくことができません。

- (1) 院内専用プリペイドカードが偽造または変造されたものであるとき。
- (2) お客様が院内専用プリペイドカードを違法に取得したとき、または違法に取得されたものであることを知りながら、もしくは知ることができた状況で取得したとき。

第4条(院内専用プリペイドカードが使用できない場合2)

院内専用プリペイドカードの破損、カードリーダーの故障、停電等により、加盟店のカードリーダーで院内専用プリペイドカードの読み取りができないときは、院内専用プリペイドカードをご利用いただけませんのでご注意ください。

第5条(院内専用プリペイドカードの再交付をする場合)

- ① 院内専用プリペイドカードのご利用可能残高の読み取りができず、またはその記録に異常があった場合には、お客様は、当社が定める方法でその院内専用プリペイドカードを提出し、院内専用プリペイドカードの再交付を受けることができます。
- ② 前項の取扱いに際し、院内専用プリペイドカードのご利用可能残高は、電磁記録、およびセンター保存の記録等を総合して推計します。
- ③ 第1項により再交付する院内専用プリペイドカードの図柄等の券種については、ご希望に添えないことがあります。
- ④ 第2項による推計額のうち10円に満たない端数は、第8条1項の規程にかかわらず、カードの交付に代えて現金で返還することがあります。

第6条(院内専用プリペイドカードの再交付をしない場合1)

ご利用可能残高の読み取りが不能で、残高の推計もできない場合には、院内専用プリペイドカードの再交付を受けることはできませんので、ご了承下さい。

第7条(院内専用プリペイドカードの再交付をしない場合2)

院内専用プリペイドカードは、盗まれ、または紛失された場合等には、再交付いたしませんので、ご注意ください。

第8条(払戻し及び換金の原則禁止)

- ① 院内専用プリペイドカードは、現金との引き換えはできません。
- ② 前項の定めに関わらず、お客様の事情によらずに院内専用プリペイドカードの利用が著しく困難になったと認められるときは、お客様は、当社が認める方法で院内専用プリペイドカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高から、プレミアム(券面記載事項のご利用可能金額と発行価額との差額)相当分を控除した金額の払い戻しを受けることができます。
- ③ お客様の事情により、院内専用プリペイドカードのご利用が著しく困難になったと認められる場合には、前2項の定めにかかわらず、お客様は、当社が定める方法で院内専用プリペイドカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高から、当社が定める手数料等を控除した金額の払い戻しを受けることができます。

第9条(取扱いの変更)

院内専用プリペイドカードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は、一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

附則

この約款は2024年9月1日から適用します。